

委員会審査

市長から提出された条例や補正予算などの議案について、各委員会で審査されたものをお知らせします。

総務委員会

●総合計画策定条例制定

問 次期総合計画はどのように策定されるのか。

答 計画期間についてはこれまで15年だったものを10年に変更し、今までの構想・基本計画・実施計画の3層構造だったものを基本構想・基本計画の2層にする。計画期間が10年なので前半の5年を前期の基本計画、残りの5年を後期の基本計画にすることを検討している。

●情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正

問 捜査機関からの情報の照会があった場合、本市はどのように情報を提供するか。また、捜査の方向性に違和感を感じた場合に本市としての意見を付すことができるのか。

答 刑事捜査に対しての情報は、法律の何に基づいて請求を行っているのかを確認した上で、個々の状況を見ながら情報提供をする、しないの判断をしている。なお、条件をつけることはしていない。

●工事請負契約締結一部変更 (仮称) 西部消防署大室分署新築工事

問 今回の案件のようにインフレスライド条項(※)の申し出により契約金額が増額した場合、増額分が下請けまで循環し、労務単価が上昇しているのか市も国と同様に調査するべきではないか。

答 国の調査方法を研究しながら、業界等との話し合いの中で考えていきたい。

●26年度一般会計補正予算

問 防犯カメラを6カ所に25台設置するが、その設置場所とそれぞれの設置台数は。また犯罪の削減効果は。

答 設置場所は柏1丁目東口ダブルデッキ、旭町西口ダブルデッキから国道6号線にかけての1帯、逆井3丁目、若柴、豊上町、柏3丁目の6カ所を考えている。また、22年度に228件のひつたくりがあったものが、防犯カメラを設置した以降、平成23年は62件に、平成24年は78件、平成25年は50件、ことしは8月末現在で19件となっている。

●設置場所

柏3丁目東口ダブルデッキ、旭町西口ダブルデッキから国道6号線にかけての1帯、逆井3丁目、若柴、豊上町、柏3丁目の6カ所を考えている。

●特別会計条例一部改正

問 父子家庭を含む新たな対象者に対し、今後どのように制度を周知していくか。

答 児童扶養手当の年度更新の手続き案内に制度改正のチラシを同封して送付している。また、10月1日号の広報かしわに掲載するほか、ホームページ及び子育てサイト「はぐはぐ柏」にも掲載し、周知を図る。

●保育実施条例廃止条例

問 国で就労時間について1カ月48時間から64時間までの幅を

持たせているが、他の自治体では48時間を採用しているところもある。本市はどのように捉えているか。

答 本市では従来から64時間を採用している。現在でも待機児童がいる現状であるため、継続して64時間を基準とするのが妥当であると考えている。

●26年度一般会計補正予算

問 田中北小学校のこどもルーム設置にかかる工事のスケジュールと27年度以降の運営経費はどの程度と見込んでいるか。

答 田中北小の運動会の日程も踏まえ、10月当初から工事に入る予定で2月末までの工期としている。運営費は1年間で430万円程度を予定しているが、そのうち130万円程度、国から補助が受けられる見通しである。

●工事請負契約締結一部変更 (柏中学校屋内運動場建替工事)

問 生徒たちの卒業式や入学式時に新しい体育館が使える工期になっているか。

答 大雪や台風といった条件にもよるが、年内にはハード部分の建物は完成させ、当初の工期内でおさめたい。

●26年度一般会計補正予算

問 訪問看護ステーションの規模化の基準とは何か。

答 訪問看護師を現在と比較して常勤換算で新たに1人以上雇用することを条件として、訪問看護事業の体制強化を図ることを基準としている。

市民環境委員会

●財産取得 (市民文化会館大ホール客席)

問 椅子の幅を広くすることで、客席が減り、全体的なキャパシティが少し減ること、利用が狭まるようなことはないか。

答 1632席から1338席に約300弱ほど減る。昨年度1300人以上の利用件数は29件あり、そのうち15件がコンサート等の学校関係である。今後学校内の生徒は全員を会場ですべてどおり収容できる。

●26年度一般会計補正予算

問 戸籍住民基本台帳費補助金72万円とあるが、どのようにシステムを改修するのか。

答 いわゆるマイナンバーだが、来年10月から各個人に通知が始まり、再来年1月から個人番号カードの交付が始まるというスケジュールで現在進めている。システムの改修については住民票コードから個人番号を生成するため、住民基本台帳システムの中で番号をとりに行く仕組みをつくるというのが主な内容である。

●放射能汚染じんかい処理対策について、現在どのくらい廃棄物があるのか。県の一時保管施設にある指定廃棄物を持ち帰るとのことだが、保管場所を確定する今後のスケジュールは。

答 指定廃棄物は、千葉県の一時保管施設に296トン、北部クリーンセンターに298トン、南部クリーンセンターに393トン、柏市最終処分場に76トン、合計約1064トンである。場所以より保管施設の形状が変わる可能性がある。地元の意見を勘案し、時期的なものは明言で

●都市公園条例一部改正

問 来場者数等の経営的議論のみでなく、歴史的な建造物の保全や、さらなる調査ということについては、どう考えているのか。

答 2000万円の敷設となると約2000万円かかる。費用対効果等を考えると、地上権を設定したほうがよいと判断した。

●被災農業者向け経営体育成

問 旧古田家住宅歴史公園に指定管理者制度を導入するに当たって、文化財の知識のある方との連携も条件にしたいと思っております。研究成果を発信していきたい。

答 旧古田家住宅歴史公園に指定管理者制度を導入するに当たって、文化財の知識のある方との連携も条件にしたいと思っております。研究成果を発信していきたい。

●26年度一般会計補正予算

問 地域排水整備事業に関して、事業計画の対象となる高田地域の中にある土地を通らないで雨水排水をするために、排水管を迂回させることはできないのか。

答 迂回ルートはあるが約200mの敷設が必要である。また、下流には一部私道があるため、その所有者の方々の施工同意が必要になる。

●道路改良事業に関して、路盤も改良するということだが、アスファルト部分だけを改良する場合と、路盤も含めて改良する場合との、費用と道路の耐久性の違いはあるのか。

答 現時点ではない。路盤も改良するということだが、アスファルト部分だけを改良する場合と、路盤も含めて改良する場合との、費用と道路の耐久性の違いはあるのか。

建設経済委員会

●26年度一般会計補正予算

問 24年度の実績で、支出から収入を引くと約8800万円程度の経費である。指定管理者制度の導入により3年間で約10%の経費削減を見込んでいる。

●26年度一般会計補正予算

問 24年度の実績で、支出から収入を引くと約8800万円程度の経費である。指定管理者制度の導入により3年間で約10%の経費削減を見込んでいる。

●26年度一般会計補正予算

問 24年度の実績で、支出から収入を引くと約8800万円程度の経費である。指定管理者制度の導入により3年間で約10%の経費削減を見込んでいる。

●26年度一般会計補正予算

問 24年度の実績で、支出から収入を引くと約8800万円程度の経費である。指定管理者制度の導入により3年間で約10%の経費削減を見込んでいる。

●26年度一般会計補正予算

問 24年度の実績で、支出から収入を引くと約8800万円程度の経費である。指定管理者制度の導入により3年間で約10%の経費削減を見込んでいる。

●26年度一般会計補正予算

問 24年度の実績で、支出から収入を引くと約8800万円程度の経費である。指定管理者制度の導入により3年間で約10%の経費削減を見込んでいる。

●26年度一般会計補正予算

問 24年度の実績で、支出から収入を引くと約8800万円程度の経費である。指定管理者制度の導入により3年間で約10%の経費削減を見込んでいる。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成等に関する意見書

我が国のウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者、感染者は合計350万人に上ると言われ、いわゆる国民病としてその克服は国民的課題である。また、被害C型肝炎訴訟、集団予防接種B型肝炎訴訟により、肝炎ウイルス感染に関する国の責任が明らかとなり、各特別措置法の制定と運用により感染被害者の個別救済が進んできた。

しかし、厚生労働省が集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者は40万人以上であると推定しているにもかかわらず、いまだに原告数は約1万人にとどまるなど、多数のB型・C型肝炎ウイルス感染被害者が裁判上の救済を受けられない状態に置かれている。さらに、輸血に伴うB型・C型肝炎ウイルス感染の広がりなど、医原病としてのウイルス性肝炎に対する認識を背景に肝炎対策基本法が制定され、一定の医療費助成が実現してきた。しかしながら、現行の医療費助成制度は、抗ウイルス療法であるインターフェロン・核酸アナログ製剤に限定され、より重篤な病態である肝硬変・肝がん患者の入院費用・手術費用など、抗ウイルス療法と直接関連のない医療費には適用されず、他方で、肝硬変・肝がん患者の医療費自己負担額は極めて高くなっている実態が、厚生労働省の科学研究事業で明らかとなりつつある。

また平成22年から、肝疾患にも身体障害者福祉法上の障害認定がなされているが、その医学上の認定基準は極めて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現場の医師からは、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が多くなされている。

よって、政府においては、下記事項について早期に実現を図るよう強く要望する。

- 記
 - 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
 - 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日
千葉県柏市議会
内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官あて

※インフレスライド条項：工事請負契約書第25条第6項の規定により「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、契約金額の変更を請求できる措置。